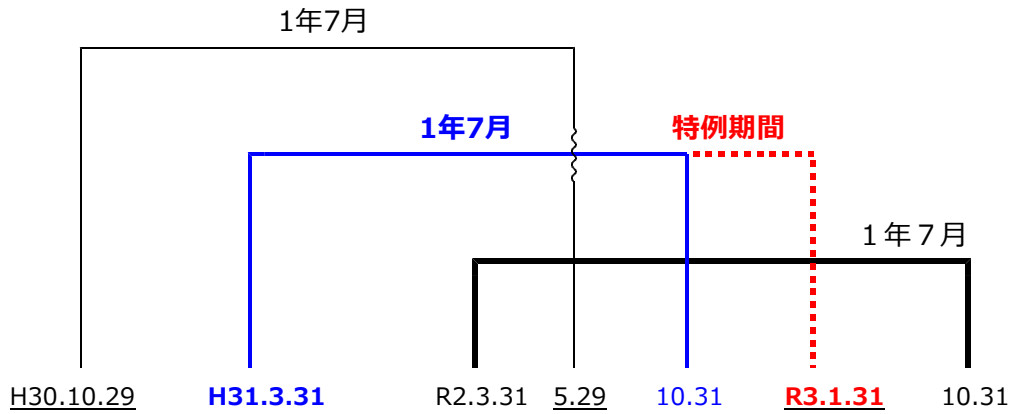


○イメージ（3月決算の場合）



事業年度終了日・決算日  
審査基準日

事業年度終了日・決算日  
審査基準日

- ・ H31.3.31を審査基準日とする経審の結果通知書があれば、R2.10.31まで公共工事の入札に参加可能。
- ・ 今回の特例措置により、R2.3.31を審査基準日とする経審の結果通知書がなくても、R3.1.31まで公共工事の入札に参加可能。
- ・ 特例期間が終了するR3.1.31までの間に、R元年度決算を踏まえた経審を受審し、経審の結果通知書がなければ、R3.2.1以降は、「経審切れ」となり、発注者と請負契約を締結することができなくなります。